特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年12月28日

新潟県人事委員会

委員長　　鶴　巻　　克　恕

新潟県人事委員会規則第６－1704号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（規則第６－470号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表第１（第２条、第３条関係）
特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分
<table>
<tr><th>所在地</th><th>公　　署</th><th>級別区分</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
魚沼市

（略）</td><td>（略）
（略）
<u>小出警察署湯之谷駐在所</u>
（略）</td><td>２級地</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td><td>
別表第１（第２条、第３条関係）
特 地 勤 務 手 当 級 別 区 分
<table>
<tr><th>所在地</th><th>公　　署</th><th>級別区分</th></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
<tr><td>（略）
魚沼市

（略）</td><td>（略）
（略）
<u>小出警察署大湯駐在所</u>
（略）</td><td>２級地</td></tr>
<tr><td colspan="3">（略）</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の特地勤務手当等に関する規則の規定は、平成 24 年 12 月 5 日から適用する。